

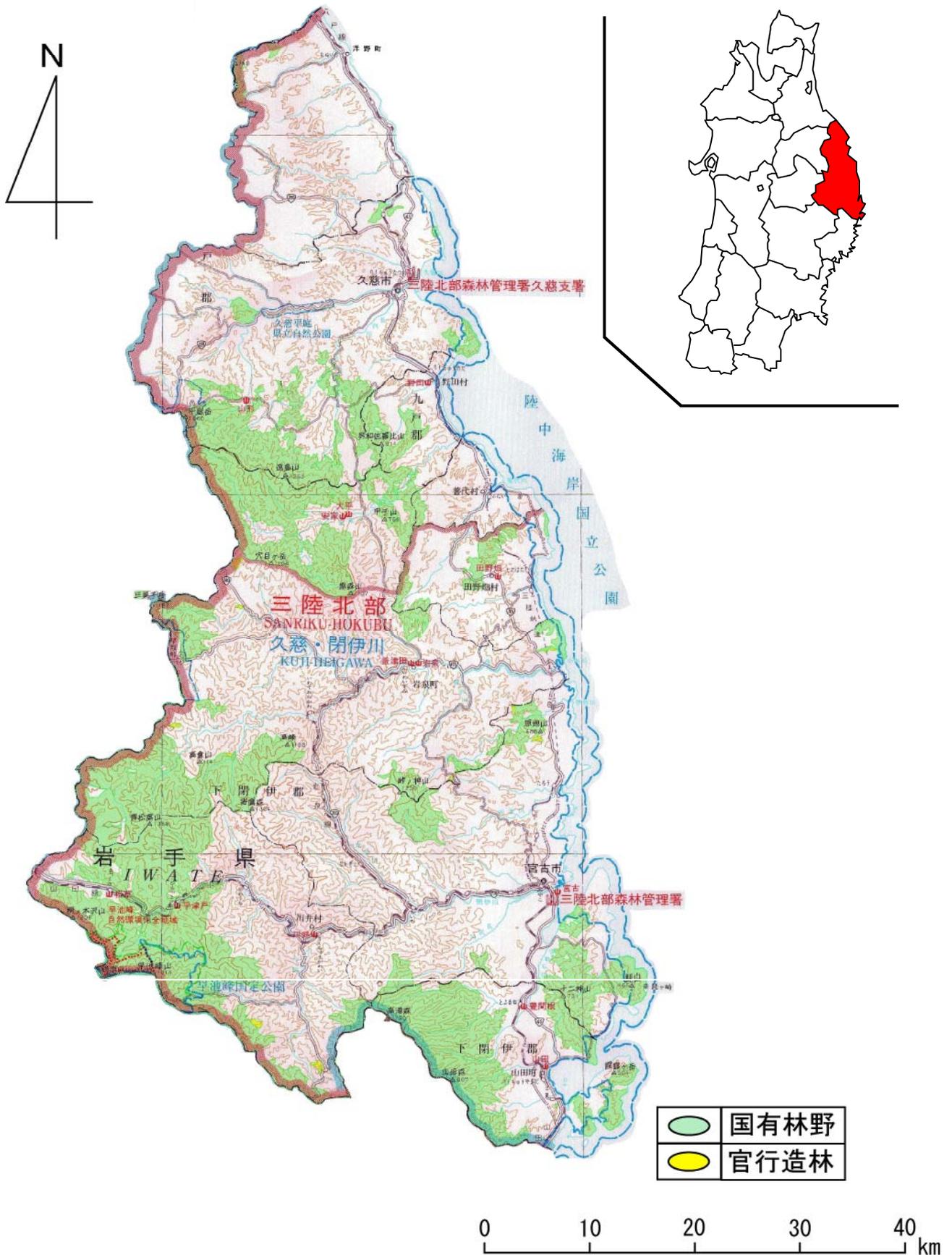
# 久慈・閉伊川国有林の地域別の森林計画書（案）

（久慈・閉伊川森林計画区）

計画期間 自 平成24年4月1日  
至 平成34年3月31日

東北森林管理局

# 久慈・閉伊川森林計画区の位置図



# 目 次

I	計 画 の 大 綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	3
3	計画樹立に当たっての基本的考え方	4
II	計 画 事 項	
第1	計画の対象とする森林の区域	5
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1	森林の整備及び保全の目標	
	その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1)	森林の整備及び保全の目標	6
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	8
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	11
第3	森林の整備に関する事項	12
1	森林の立木竹の伐採に関する事項	12
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	12
(2)	立木の標準伐期齢	13
2	造林に関する事項	14
(1)	人工造林に関する基本的事項	14
(2)	天然更新に関する基本的事項	15
3	間伐及び保育に関する事項	16
(1)	間伐の標準的な方法	16
(2)	保育の標準的な方法	17
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域及当該区域内における施業の方法	18
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	20
(1)	林道（林道専用道を含む。以下同じ）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	20
(2)	効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	20
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を 特定する森林の所在及びその方法	21

(4) その他必要な事項	-----	21
6 森林施業の合理化に関する事項	-----	22
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	-----	22
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	----	22
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	-----	22
第4 森林の保全に関する事項	-----	23
1 森林の土地の保全に関する事項	-----	23
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	-----	23
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	-----	23
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林及びその搬出方法	-----	24
(4) その他必要な事項	-----	24
2 保安施設に関する事項	-----	25
(1) 保安林の整備に関する事項	-----	25
(2) 保安施設地区に関する事項	-----	25
(3) 治山事業に関する事項	-----	25
(4) その他必要な事項	-----	25
3 森林の保護等に関する事項	-----	26
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	-----	26
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	-----	26
(3) 林野火災の予防の方針	-----	26
(4) その他必要な事項	-----	26
第5 計画量等	-----	27
1 伐採立木材積	-----	27
2 間伐面積	-----	27
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	27
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	28
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	30
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	-----	30
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	--	30
(3) 実施すべき治山事業の数量	-----	31
第6 その他必要な事項	-----	32
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	--	32
別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	-----	42

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置

本森林計画区は、岩手県の北東部に位置し、北側は三八上北森林計画区、南側は大槌・気仙川森林計画区及び北上川中流森林計画区、西側は馬淵側上流森林計画区及び北上川上流森林計画区に接し、宮古市をはじめとする2市3町3村を包括する区域である。

### (2) 自然的背景

#### ア 地 勢

本森林計画区は、全体的に北上山系より太平洋に向けて傾斜している。

この地域は北上山系の中でも浸食がかなり進み、谷が深く川の流れも急である。また、平坦な山頂部を連ね隆起準平原の地形を呈している。

主な山岳は、北上高地の最高峰である早池峰山(1,917m)をはじめ、遠別岳(1,235m)、三巢子岳(1,182m)、御大堂山(1,196m)などが連なっている。

河川は、これらの山系に源を發し、北から久慈川、安家川、普代川、小本川、田老川、閉伊川、津軽石川などが東流して太平洋に注いでいる。

#### イ 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、主として古生層の砂岩、石灰岩、粘板岩などが分布し、一部に第三紀層や花崗岩の分布もみられる。

本森林計画区の土壌は褐色森林土が過半を占め、黒色土、ポドゾル土壌もみられる。

#### ウ 気 候

本森林計画区は北上高地脊梁から太平洋に至る広大な地域にわたっているため、気候も地域によって異なるが、一般に寒暖の差が大きい。

久慈市、宮古市などの太平洋沿岸は海洋性気候であり、降雨量は夏季から秋季にかけて多く、冬季の降雪量は少ない。また、沿岸部では春季にしばしばフェーン現象が生じる。

岩泉町の安家川流域及び宮古市川井地区は内陸性気候であり、一般に冷涼で夏季が短く、冬季は寒気が厳しく $-12^{\circ}\text{C}$ に下がることもあり、積雪量も多い。

#### エ 林 況

##### ① 人工林

人工林は39千haで、立木地面積89千haの44%を占めている。

また、人工林蓄積は7,150千 $\text{m}^3$ で、総蓄積14,805千 $\text{m}^3$ の48%を占めており、樹種別ではスギが11%、カラマツが45%、アカマツが43%を占めている。

年齢配置は、7年齢級～10年齢級が71%を占めており、偏ったものとなっている。

## ② 天然林

天然林は49千haで、立木地面積の56%を占めており、アカマツ林、ヒバ林及びブナその他広葉樹林に大別される。

## (3) 社会経済的背景

### ア 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は375千haで、岩手県の総面積の25%を占めている。

土地の利用状況は、森林が334千haで本森林計画区の約89%を占め、農地が約3%（水田1%）、その他が約8%となっている。

### イ 地域産業の概要

本森林計画区の実業者総数は、73,781人で、その産業別就業割合は、第1次産業が15%、第2次産業が28%、第3次産業が57%となっている。

また、純生産額は2,568億円で、産業別の割合は、第1次産業が8%、第2次産業が22%、第3次産業が70%となっている。

なお、第1次産業に占める林業の割合は、産業別実業者数では7%、純生産額では22%となっている。

### ウ 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は92千haで、計画区内の土地面積375千haの25%、森林面積334千haの28%を占めている。

また、本森林計画区には、陸中海岸国立公園、早池峰国立公園及び久慈平庭、外山早坂高原県立自然公園などの自然公園が多くあり、レクリエーションの場として、地域住民のみならず広く全国に知られている。

特に放牧共用林野として国有林面積の約6%が利用されており、畜産等土地の利活用を通じて国有林との結びつきが強い地域である。

## 2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

前期計画の実行結果の概要については、下表のとおりである。

主伐については、概ね計画どおりの実績となった。

間伐については、地球温暖化対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、分収造林の伐期延長に伴う実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、天然更新の完了を確認するまで一定の期間を設けることとしたため、計画を下回る実績となった。

林道の開設については、効率的な路網整備を推進したため、計画を上回る実績となった。

林道の拡張（改良）については、当初見込まれていなかった災害への対応等により計画を上回る実績となった。

保安施設事業等の実施については、豪雨等の災害の発生により、山地災害防止機能の維持増進及び下流域の保全を目的として計画外の箇所を実行し、また地球温暖化対策に資するための本数調整伐を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

### ○前期計画の実行結果の概要

項目	計 画	実 行
伐採立木材積	556 千m <sup>3</sup>	615 千m <sup>3</sup> ( 111 )
主伐	167 千m <sup>3</sup>	154 千m <sup>3</sup> ( 92 )
間伐	390 千m <sup>3</sup>	461 千m <sup>3</sup> ( 118 )
造林面積	557 ha	266 ha ( 48 )
人工造林	469 ha	238 ha ( 51 )
天然更新	88 ha	28 ha ( 32 )
林道等の開設又は拡張	開設：46.2km 拡張：4 箇所	開設：10.3km ( 22 ) 拡張：23 箇所
保安林等の整備	指定： ha 解除： ha	指定：148 ha 解除： ha
水源かん養	指定： ha 解除： ha	指定：148 ha 解除： ha
災害防備	開設： ha 拡張： ha	指定： ha 解除： ha
保健、風致の保存等	開設： ha 拡張： ha	指定： ha 解除： ha
治山事業	47 地区	83 地区

注1 ( ) 内数値は計画量に対する実行量の割合 (%) である。

注2 林道及び治山事業は10ヵ年の計画量である。

### 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつある。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことが必要である。

この計画においては、上記のような基本的考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにするものである。

なお、計画の樹立にあたっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特性及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での緊密な連絡調整を図りつつ、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮するものである。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積	単位	面積 : ha	
市町村	面積	備考	
総数	92,354.64		
宮古市	32,538.06		
久慈市	11,353.17		
山田町	13,847.84		
岩泉町	30,306.27		
田野畑村	1,623.79		
普代村	272.82		
野田村	1,894.63		
洋野町	518.06		

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局、青森事務所、三陸北部森林管理署及び久慈支署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

そのため、本森林計画区の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、森林の構成、本森林計画区における国有林の位置付け等を踏まえ、以下に掲げる森林の整備及び保全の目標及び基本方針において、森林の有する多面的機能を発揮する上での望ましい姿、機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにする。

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図ることとする。そのため育成単層林について除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林への転換を推進することとする。また、地質的に脆弱<sup>ぜい</sup>な地域等において、山地災害防止／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備を推進することとする。

また、地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。特に、東日本大震災からの復興に向けた海岸部の保安林の再生、山腹崩壊等の復旧を推進することとする。また、松くい虫による被害及びナラ枯れ被害の先端地域においては、未被害地域への拡散防止及び被害の抑制に努めることとする。

さらに、本森林計画区の国有林は、陸中海岸国立公園、早池峰国立公園等、原生的あるいは優れた景観を有し、かつ登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用される森林も多く、このような森林においては保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

以上の目標の実現を図るにあたり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

#### (水源涵養機能<sup>かん</sup>)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備さ

れている森林

(山地災害防止機能/土壌保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(快適環境形成機能)

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

なお、本機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、上記の森林など属地的な発揮が期待されるものを除き、特定の森林が対象とはならない。

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

### ア 期待する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

#### (水源涵養機能)

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

#### (山地災害防止機能／土壌保全機能)

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### (快適環境形成機能)

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

#### (保健・レクリエーション機能)

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (文化機能)

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

#### (生物多様性保全機能)

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

#### (木材等生産機能)

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

## イ 森林の誘導の考え方

### ① 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為<sup>※1</sup>の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

#### a 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

#### b 育成複層林

森林を構成する林木を択伐<sup>※2</sup>等により伐採し、複数の樹冠層<sup>※3</sup>を構成する森林として人為により成立させ維持する森林。

#### c 天然生林

主として天然力<sup>※4</sup>を活用することにより成立させ維持する森林<sup>※5</sup>。

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※5 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

### ② 森林の区分に応じた誘導の考え方

森林資源の充実と公益的機能の発揮を図りながら循環的に森林を利用していくため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

#### a 育成単層林

現況が育成単層林となっている森林のうち、成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成単層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期により確実な更新を図ることとし、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壌保全機能<sup>かん</sup>の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の縮小・

分散や伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理を実施することとし、立地条件に応じて広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたって育成単層林を維持するか、又は立地条件に応じ広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

b 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然力の活用により、天然生林への誘導を図る。

c 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在するなど継続的な資源利用が見込まれる森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	39,167	38,902
	育 成 複 層 林	2,312	2,437
	天 然 生 林	47,234	46,652
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		167	177

### 第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

###### ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

また、長伐期施業を行う林分の主伐の時期は、通常の伐期齢のおおむね2倍程度に相当する林齢に達したときとする。

###### イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。

- a 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率、繰り返し期間によること。
- b 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮すること。

ウ 天然生林施業を行う森林

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

- a 主伐については、イの主伐についての留意事項によること。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこと。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として次のとおり定める。

地 区	樹 種					区 域
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
久慈川	45	40	35	45	25	久慈市、普代村、洋野町、野田村
閉伊川	40	40	35	45	25	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する基本的事項

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件を的確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法

##### ① 人工造林の植栽本数

下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整する。

なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数を目安とする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹種	植栽本数
スギ	2,500 ～ 3,000
カラマツ	2,000 ～ 2,500

##### ② その他人工造林の標準的な方法

###### a 地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた効率的な作業方法を採用することとする。

アカマツ、ヒバ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

###### b 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長を期待する。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

## (2) 天然更新に関する基本的事項

### ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ヒバ、ブナ等の有用天然木とする。

### イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈り出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

#### a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてかき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

#### b 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

#### c 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

### 3 間伐及び保育に関する基本的事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

##### ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木に相互の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ、収量比数がスギ0.60以上、アカマツ0.70以上、カラマツ0.65以上とする。

##### イ 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に影響を及ぼす期間を考慮して決定することとし、おおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）を目安とする。

ただし、高齢級（60年生以上）の林分については、林冠の閉鎖に要する期間を考慮して、おおむね15年以上を目安とする。

##### ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）を目安とする。

##### エ 間伐率

材積間伐率は、35%を超えないものとする。

ただし、法令等により間伐率の限度が定められている林分については、その限度内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施にあたっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上適切に実施する。

ア 作業時期、回数

樹種	作業別	保育作業計画 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下刈	人工林	○	○	○	○	△									
		天然林	◎	◎	○	○	○									
	つる切・除伐						←	○	→		←	○	→			
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切・除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈り、△は必要に応じて実施することを示す。

イ 施業方法の基準

a 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行う。

下刈の終期は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとし、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に実施する。

c 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で、有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び形質不良な造林木の除去を目的として実施する。

なお、豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので、植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行う。

#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については、以下の考え方に従い、別表1のとおり定める

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

##### ① 水源涵養機能<sup>かん</sup>の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能<sup>かん</sup>の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等は除く。

##### ② 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壤保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

##### a 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施行地等は除く。

##### b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

##### c 保健・文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等は除く。

## イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

### ① 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

### ② 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健・文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	155	581
うち林業専用道	2	4

注 基幹路網は、林道、軽車道、林業専用道の計である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林道専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう別表に示す路網密度により路網を整備する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 ( 0° ~ 15° )	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地 ( 15° ~ 30° )	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 ( 30° ~ 35° )	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地 ( 35° ~ )	架線系作業システム	5以上	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法  
該当なし

(4) その他必要な事項

林道の開設等に当たっては、林地の保全に留意するとともに、県と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を推進する上において、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成、強化が重要となっている。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成、強化を図るとともに、これらを通じ優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的、安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保し得るよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業システムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の促進に寄与するよう努めることとする。

### (3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組むものとする。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、地形、地質等の条件等に応じて実施地区を選定するとともに、土砂の切取り、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質変更を行う場合には、その態様に依りて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずるものとする。

#### (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	地 区 (林班)			
総 数		75,065.44		
宮 古 市	1～7、15～23、73、74、 175、177、178、180、 181、183～196、198～ 209、301～352、354、 356、357、360～365、 370～389、391～405、 407～411、412、414、 420、580～585、 (向)1、2	26,134.67	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
久 慈 市	87～91、94～128、130、 132～146、148～166、 169、171、172、179	9,502.57		
山 田 町	7～14、24～31、36～40、 42～48、50～67、69～71、 79、80	12,015.57		
岩 泉 町	3～10、12～14、17～19、 21～42、46～50、52～71、 502～513、515～536、 538～550、553～560、 575、578、579、586、 587、591～594	24,207.03		

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考
市 町 村	地 区 (林班)			
田 野 畑 村	566、567、570～574、 595、596	1,350.21		
普 代 村	1、2	213.55		
野 田 村	72～86	1,640.84		
洋 野 町	196	1.00		

(注) ( ) 書きは官行造林地で契約者名称は次のとおり

(向):宮古市向神楽

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法  
該当なし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する事項

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

### (2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

### (3) 治山事業に関する事項

豪雨、地震、火山噴火、地滑り、流木等による山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、地域の実情を踏まえつつ迅速かつ機動的な治山施設の設置等を行い、災害に強い森林の保全・再生を推進する。

また、ダム上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

### 3 森林の保護等に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

#### (2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

#### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

#### (4) その他必要な事項

森林の面積、森林の管理状況等を勘案して林内歩道の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

## 第5 計画量等

### 1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,401	1,354	47	391	346	46	1,010	1,008	2
前半5ヵ年の計画量	680	665	15	225	210	15	455	455	0

### 2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総量	18,356
前半5ヵ年の計画量	8,552

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総量	1,282	663
前半5ヵ年の計画量	665	101

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用道	宮古市	白浜峠	1.7	140	○	①	
				センノウ沢	3.0	424	○	②	
				猫石沢	2.9	280	○	③	
				桐内沢	3.1	261	○	④	
				ヒバ沢	1.5	153	○	⑤	
				カグラ沢	1.3	151	○	⑥	
				黒沢	1.8	157	○	⑦	
				グンブクロ沢	2.0	268	○	⑧	
				赤前	2.9	83	○	⑨	
				石浜	4.4	196	○	⑩	
				青ノ木沢	2.4	180		⑪	
				三垂沢	1.3	70		⑫	
			小計	12路線	28.3				
			久慈市	白湯沢	3.0	163	○	⑬	
				光沢	2.0	159	○	⑭	延長
				卯坂	0.7	75	○	⑮	
				北ノ又	3.5	148	○	⑯	
				イタキ沢	2.0	139	○	⑰	
				イタキ沢支線	1.0	70	○	⑱	
				間木ノ沢	1.5	122	○	⑲	
				竹倉部	3.5	144	○	⑳	延長
				タカシ沢	0.7	99	○	㉑	
				砂浜沢	0.8	96	○	㉒	
				野頭	1.1	83	○	㉓	延長
				水無沢	1.1	105	○	㉔	
				宿の沢	3.0	237	○	㉕	
				北の股沢	1.0	121	○	㉖	
				茅刈沢	0.9	112	○	㉗	
				上戸鎖	5.0	210		㉘	
				ルスペ沢	2.5	85		㉙	
				遠別川	1.4	110		㉚	
				北又沢	2.3	82		㉛	
			小計	19路線	37.0				
山田町	タクリ沢	2.1	311	○	㉜				
小計	1路線	2.1							

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
			岩泉町	黒岩沢	2.4	181	○	③③	
				遅沢	0.8	37	○	③④	
				燃壁沢	2.0	183	○	③⑤	延長
				イブシノ沢	2.2	75	○	③⑥	
				西大沢	2.0	385	○	③⑦	
				ホリアッペ	2.7	154	○	③⑧	
				ホリアッペ支線	1.0	73	○	③⑨	
				カチワノ沢	3.1	206	○	④⑩	
				大鳥沢	1.8	74		④⑪	
				ヤエス沢	2.6	75		④⑫	
				大鳥頭	1.8	83		④⑬	
			小計	11路線	22.4				
			野田村	野田支線	1.4	65	○	④⑭	
				日形井林道	3.0	174	○	④⑮	
				又沢	1.2	86	○	④⑯	
				大葛巻沢	1.5	79		④⑰	延長
			小計	4路線	7.1				
			合計	47路線	96.9				
			前半5カ年の計画量	37路線	74.3				

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5ヵ年の計画面積	
総数（実面積）	76,177	76,177	
水源かん養のための保安林	64,845	64,845	
災害防備のための保安林	10,604	10,604	
保健、風致の保存等のための保安林	2,621	2,621	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

#### ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域			
解除	水源 かん養	宮古市	3	1	道路改良工事	
		岩泉町	516、523、535、536	1		
		計		2		

#### ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 該当なし

### (2) 保安施設地区として指定することを相当とする年の所在及び面積等 該当なし

## (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の 計画		
宮 古 市	1、2、4～7、15～20、22、23、 74、177、178、180、181、193 ～196、201、202、207、301、 305～307、309、316、320、 322、328、330、332、336、 341、342、345～348、356、 361～363、379、382、385、 389、391～393、396～398、 402、404、407、410、580～ 584	91	49	溪間工 本数調整伐	
久 慈 市	94～96、100、101、106、107、 111、139～141、144、145、 149、150、166	35	18	山腹工 溪間工 本数調整伐	
山 田 町	8～10、12、14、24～28、36～ 40、42～50、52、53、55～66、 71、79、80	71	40	山腹工 本数調整伐	
岩 泉 町	26、27、49、52、53、63、67、 68、70、502、504、508、509、 511、513、519～522、524～ 527、532～536、539、543、 545、549、550、553～556、 558～560、586、587、591、 592	47	33	溪間工 本数調整伐	
田 野 畑 村	566、567、571、573、574、595	9	6	本数調整伐	
野 田 村	72～76、79、80、83	11	1	山腹工 溪間工 本数調整伐	
合 計		264	147		

第6 その他必要な事項

○保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
水かん	宮古市	4~7、15、17、18、23、 74、177、180~186、 188~191、193~196、 198~209、301~309、 315、330~333、 338~252、354、356、 357、360~365、 371~376、378~383、 386~389、391~405、 407~412、414、 580~585、 (向)1、2	17,865.65	別紙1の とおり	保健	119.79
					定特2	90.41
					定特3	169.90
					自環特	123.36
					県環特	31.56
	久慈市	87~90、100~121、 128、130、132~146、 148、150~166、169、 171、172	9,224.54		砂指	2.11
					県特2	75.23
					県特3	334.00
	山田町	7~14、24、30、31、 36~40、42~48、 50~71、79、80	11,171.62		国特2	66.44
岩泉町	3~10、12~14、17 ~19、21~42、46 ~50、52~71、 502~513、516~ 536、538~550、553 ~560、575、578、 579、586、587、591 ~594	23,510.75	県特2	14.05		
			県環特	186.48		
田野畑村	566、567、570~574、 595	1,379.41				
普代村	1、2、	212.51				
野田村	72~86	1,481.47				
計		64,845.95				

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 流	宮古市	1~3、19~22、175、178、 183~191、310~314、 316、317、319~328、 332、334~337、420	7,779.50	別紙1の とおり	保 健 1,639.86 国特2 448.41 国特3 106.80 定特保 339.08 定特1 533.68 定特2 1,075.72 定特3 53.31 自環特 1,245.12 鳥保特 1,444.87 特史跡 1,235.48
	山田町	25~28	582.49		国特2 566.03
	岩泉町	505、506、508、515、517、 540	351.72		
	田野畑村	572	25.79		
	計		8,739.50		
土 崩	宮古市	204、301、302、305、318、 329、338、339、370、374、 377、381、384、385	892.64		砂 指 7.95
	久慈市	90、91、94~97、134	186.18		魚つき 131.33 国特1 102.43 国特2 28.90 国特3 31.93
	山田町	30	1.53		魚つき 1.53
	岩泉町	557	160.21		県特2 51.79
	計		1,240.56		
干 害	宮古市	1、16	303.17		
	田野畑村	567	51.47		
	野田村	84	140.76		
	計		495.40		
なだれ	川井村	370	77.84		
	岩泉町	12、14、31、54、58	49.07		
	野田村	79	1.80		
	計		128.71		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
魚つき	宮古市	3、20、21	223.61	別紙1の とおり	国特1 185.32 国特2 28.73
	久慈市	94～97、179	146.68		土崩 131.33 国特1 102.43 国特2 43.69
	山田町	24、25、27～31	376.20		土崩 1.53 国特保 238.86 国特1 27.22 国特2 110.12
	岩泉町	575、578、579	78.26		国特2 78.26
	田野畑村	596	36.43		国特保 36.43
	計		861.18		
	保 健	宮古市	18、187、188、311、312、 314、317、420		1,759.65
	計		1,759.65		
	計		78,070.95		
砂 指	宮古市	6、181、183～189、192、 301、302、370、 580、582	56.24	別紙3の とおり	土崩 7.95 定特2 6.35 定特3 12.37
	久慈市	94、98、99、112、115、 149、154、160、164	18.03		水かん 2.11
	山田町	45、47、48、51、53～56、 60、63～65、69、70	52.68		
	岩泉町	507、509	15.97		
	田野畑村	571	0.37		
	洋野町	196	1.00		
	計		144.29		
国特保	山田町	25、27～29	241.37	別紙2の とおり	魚つき 238.86
	田野畑村	596	36.57		魚つき 36.43 県史跡 36.57
	計		277.94		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国特1	宮古市	20、21	185.41	別紙2の とおり	土崩 102.43 魚つき 185.32
	久慈市	94~96	104.82		土崩 102.43 魚つき 102.43
	山田町	30	27.26		土崩 1.53 魚つき 27.22
	計		317.49		
国特2	宮古市	1、20、21	478.05		土流 448.41 魚つき 28.73
	久慈市	97、179	43.83		土崩 28.90 魚つき 43.69
	山田町	24~31	1,039.50		水かん 66.44 土流 566.03 魚つき 110.12
	岩泉町	575、578、579	78.26		魚つき 78.26
	計		1,639.64		
国特3	宮古市	1、	107.68		土流 106.80
	久慈市	94~97、	264.34		土崩 31.93
	計		372.02		
計			2,607.09		
定特保	宮古市	187、420	340.96		土流 339.08 保健 339.08 鳥保特 340.96 特史跡 340.96
	計		340.96		
定特1	宮古市	186~188、311、312、 314、317、420	533.68		土流 533.68 保健 527.10 鳥保特 168.57 特史跡 254.06
	計		533.68		
定特2	宮古市	184~191、308、 310~312、314、317、 323、324	1,182.10		水かん 90.41 土流 1,075.72 保健 2.01 砂指 6.35 鳥保特 163.67 特史跡 119.12
	計		1,182.10		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
定特3	宮古市	183~185、188	245.61	別紙2の とおり	水かん 169.90
					土流 53.31
					砂指 12.37
	計		245.61		
	計		2,302.35		
県特2	久慈市	162、166	75.23		水かん 75.23
	岩泉町	556、557	65.84		水かん 14.05
					土崩 51.79
	計		141.07		
県特3	久慈市	156、157、161、162、166	341.23		水かん 334.00
			341.23		
	計		482.30		
自環特	宮古市	325~328、336、337、 345、346、420	1,369.87	別紙3の とおり	水かん 123.36
					土流 1,245.12
保健 771.67					
鳥保特 771.67					
特史跡 521.34					
	計		1,369.87		
県環特	宮古市	208	31.56		水かん 31.56
	岩泉町	522、524、530、546、547	186.48		水かん 186.48
	計		218.04		
鳥保特	宮古市	186~190、420	1,444.87		土流 1,444.87
				保健 1,274.62	
				定特保 340.96	
				定特1 168.57	
				定特2 163.67	
				自環特 771.67	
				特史跡 1,080.19	
	計	186~190、420	1,444.87		
特母	久慈市	185	7.21		
	計		7.21		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市町村	区 域 (林 班)				
特史跡	宮古市	186~189、326、420	1,235.48	別紙3の とおり	土 流	1,235.48
					保 健	1,104.87
					定特保	340.96
					定特1	254.06
					定特2	119.12
					自環特	521.34
					鳥保特	1,080.19
	計		1,235.48			
県史跡	田野畑村	596	36.57		国特保	36.57
	計		36.57			
	合 計		87,919.02			

注1 ( ) 書きは官行造林地で契約者名称は次のとおり  
(向):宮古市向神楽

注2 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおりである。

水かん＝水源かん養保安林	定特保＝国定公園特別保護地区
土 流＝土砂流出防備保安林	定特1＝国定公園第1種特別地域
土 崩＝土砂崩壊防備保安林	定特2＝国定公園第2種特別地域
防 風＝防風保安林	定特3＝国定公園第3種特別地域
干 害＝干害防備保安林	県特1＝県立自然公園第1種特別地域
なだれ＝なだれ防止保安林	県特2＝県立自然公園第2種特別地域
風 致＝風致保安林	県特3＝県立自然公園第3種特別地域
保 健＝保健保安林	自環特＝自然環境保全地域特別地区
保安施＝保安施設地区	県環特＝県自然環境保全地域特別地区
砂 指＝砂防指定地	鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区
国特保＝国立公園特別保護地区	特 母＝特別母樹林
国特1＝国立公園第1種特別地域	特史跡＝特別史跡名勝天然記念物
国特2＝国立公園第2種特別地域	県史跡＝県条例に基づく史跡名勝天然記念物
国特3＝国立公園第3種特別地域	

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積をこえないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壌等の状況等により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積をこえないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積をこえないものとする。</p>
植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</li> <li>2 単木択伐法は次の規定により行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</li> <li>(2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。</li> </ol> </li> </ol>
第2種 特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</li> <li>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</li> <li>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</li> <li>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</li> <li>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</li> <li>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</li> <li>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</li> <li>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</li> </ol> </li> </ol>
第3種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

### 別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	県条例で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度に関する覚書について」（昭和49年10月9日付け49-405林野庁指導部長）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月25日岩手県条例第62号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
特別母樹林	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。
特別史跡名勝天然 記念物	「文化財保護法」（昭和2年法律第214号）で定めるところによる。
県条例に基づく史跡 名勝天然記念物	「岩手県文化財保護条例」（昭和51年3月26日岩手県条例第44号）で定めるところによる。

# 計 画 事 項 の 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	施業方法	
総数		92,070.30		
市町別内訳	宮古市	1～7、15～23、72～78、175、177～196、198～209、301～352、354、356、357、359～366、370～389、391～405、407～412、414、420、580～585	32,407.97	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	久慈市	87～91、94～130、132～166、169、171、172、179、183、185、186、200、201	11,353.17	
	山田町	7～14、24～31、36～40、42～48、50～67、69～71、79、80	13,847.84	
	岩泉町	3～14、17～50、52～71、501～550、553～560、563～565、575、578、579、586、587、591～594	30,152.02	
	田野畑村	566、567、569～574、595、596	1,623.79	
	普代村	1、2	272.82	
	野田村	72～86	1,894.63	
	洋野町	191、193～196	518.06	

注 森林の区域（林小班）は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

2 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能、快適な環境の形成機能又は保健・文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林班）	面積	施業方法	
総数		20,550.00		
市町村別内訳	宮古市	1～3、6、16～23、74、175、178～193、195、196、198～204、301～314、316～329、332、334～371、374、377、381、384、385、420、580～583	11,642.89	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	久慈市	90、91、94～99、112、115、117、123、127、130、134、135、140、141、145、146、149、154、155、160、163、164、169	833.24	
	山田町	8、9、25～28、30、45、47、48、51～56、58～60、62～67、69～71	2,213.19	

区 分	森 林 の 区 域 ( 林 班 )	面 積	施 業 方 法	
市 町 村 別 内 訳	岩 泉 町	4, 10～12, 14, 20, 22, 24～27, 31, 33, 34, 37～ 39, 41～43, 45～50, 52, 54, 56～59, 61, 62, 64 ～66, 68～71, 501～510, 512～515, 517, 518, 523, 525, 537～541, 553～558, 575, 578	5, 761. 23	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	田 野 畑 村	571, 572	25. 81	
	野 田 村	73, 74, 79, 80	73. 64	

注 森林の区域(林小班)は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。

② 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし

③ 保健・文化機能等の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 ( 林 班 )	面 積	施 業 方 法	
総 数		16, 787. 38		
市 町 村 別 内 訳	宮 古 市	1, 3, 18, 20, 21, 75, 183～191, 205～209, 308, 310～312, 314, 317, 323～328, 332, 335～ 337, 344～348, 351, 352, 356, 357, 361～363, 365, 366, 373, 376, 379, 380, 382, 383, 387～ 389, 391, 394～396, 400, 401, 408～412, 420	8, 286. 87	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	久 慈 市	94～97, 114～117, 123, 124, 152, 153, 156～ 159, 161, 162, 166, 179, 185	1, 349. 92	
	山 田 町	24～31, 51, 52, 71	1, 175. 07	
	岩 泉 町	3, 4, 14, 17, 18, 28～30, 35, 36, 48～50, 53, 56 ～60, 62, 70, 71, 501～503, 515, 518～520, 522～525, 528～534, 536～539, 542～550, 575, 578～579, 587, 591, 592	5, 689. 67	
	田 野 畑 村	570, 571, 595, 596	207. 93	
	野 田 村	81	50. 80	
	洋 野 町	193, 194	27. 12	

注 森林の区域(林小班)は、東北森林管理局計画課に備えおく別冊のとおり。